



平成 28 年台風 10 号 被災者の皆様への生活支援



平成 28 年台風 10 号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
北海道管区行政評価局釧路行政評価分室及び行政相談委員は、今回の台風による災害に関して、様々なお問合せや相談を受け付けています。

また、支援措置等を講じている関係機関等の被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、お気軽にご利用ください。

○ 電話による相談・問合せ

<北海道管区行政評価局 釧路行政評価分室>

- ・ 受付時間：平日の 8：30～17：15
- ・ 電話番号：0570-090-110

<行政相談委員>

- ・ 新得町担当 佐藤 佳代 (TEL：0156-64-4770)
- ・ 清水町担当 板橋 茂美 (TEL：0156-62-5180)
- ・ 芽室町担当 和田 真由美 (TEL：0155-62-4428)

○ 来所による相談受付

- ・ 受付時間：平日の 8：30～17：15
- ・ 所在地：北海道釧路市南浜町 5-9 釧路港湾合同庁舎 3 階
釧路行政評価分室 (行政相談担当)

○ インターネットによる相談受付

URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

<担当>

総務省北海道管区行政評価局
釧路行政評価分室 (行政相談担当)
電話：0154-23-7136
FAX：0154-23-7137



平成 28 年台風 10 号 被災者の皆様への生活支援



〈平成 29 年 3 月 29 日第 9 版〉

特別行政相談所の開設

● 北海道管区行政評価局では、今回の台風で被災された皆様の生活の安定、再建の一助として、関係機関等と連携の上、次のとおり「特別行政相談所」を開設し、各種の支援策等についてご相談をお受けします。

- ・ 芽室町：10月12日（水）13:15～15:30（場所：芽室町保健福祉センター）実施済
- ・ 新得町：10月19日（水）18:30～20:00（場所：新得町屈足総合会館）実施済
- ・ 南富良野町：11月15日（火）11:00～15:00（場所：南富良野町情報プラザ）実施済
- ・ 清水町：11月29日（火）13:00～16:00（場所：清水町役場地下大会議室）実施済

り災証明書の発行

● 「り災証明書」は、住宅などの建物の災害による被害の程度を証明するものです。税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支給請求などに必要となる場合があります。

● 同証明書の発行には、市町村に申請して、被災状況の現地確認等を受ける必要があります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

- ・ [南富良野町 総務課防災安全推進室](#)：0167-52-2112
- ・ [新得町 税務出納課 課税係](#)：0156-64-0526
- ・ [清水町 税務課 資産税係](#)：0156-62-1152
- ・ 芽室町 税務課：0155-62-9722

被災証明書の発行

● 「被災証明書」は、災害による被害を受けたという事実そのものを証明するものです。主に家屋以外の車や家財などの動産が災害による被害を受けたことの証明として、損害保険の支給申請などに必要となる場合があります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

- ・ [南富良野町 総務課防災安全推進室](#)：0167-52-2112
- ・ 新得町 税務出納課 課税係：0156-64-0526
- ・ [清水町 総務課 総務係](#)：0156-62-2111
- ・ 芽室町 税務課：0155-62-9722

災害弔慰金等の支給

● 災害によりお亡くなりになった方や重傷を負った方などに対して、災害弔慰金、災害障害見舞金が支給されます。

● 人的被害のあった新得町で相談に応じていますので、保健福祉課（0156-64-0533）にお問い合わせください。

被災者の生活再建支援金

- 住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等について、その申請により住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。該当区域は、南富良野町、新得町、清水町、幕別町、室蘭市、白老町及び洞爺湖町です。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

災害援護資金の貸付

- 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。償還期限は、据置期間（3 年）を含めて 10 年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年 3%です。詳しくは、市町村にお問い合わせください。
 - ・ 南富良野町 保健福祉課福祉係：0167-52-2211
 - ・ 新得町 保健福祉課福祉係：0156-64-0533
 - ・ 清水町 保健福祉課福祉係：0156-69-2222
 - ・ 芽室町 総務課：0155-62-9720

生活福祉資金の貸付

- 社会福祉協議会では、被災された方々へ、一時的な生活費（緊急小口資金）をお貸ししています。低所得者、障害者や要介護者がいる世帯を対象に無利子で 10 万円以内の貸付となります。詳しくは、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

住宅の建設、補修等の融資

- 災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資しています。詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - ・ お客様コールセンター：0120-086-353（9 時～17 時）

法律相談等の窓口

- 道内各地の弁護士会において被災に関する面接での法律相談を受け付けています。以下の電話番号にお問い合わせいただき、事前の予約が必要です（予約受付：平日 9:00～17:00）。
 - 旭川弁護士会（0166-51-9527） 釧路弁護士会（0154-41-0214）
 - 釧路弁護士会 帯広会館（0155-66-4877）
 - 札幌弁護士会（011-281-2428） 函館弁護士会（0138-41-0232）

預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、通帳、保険証券や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しに応じています。
 - 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口にお問い合わせください。

生命保険の契約内容について

- 家屋等の流出・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル：0120-001-731

生命保険料の支払猶予措置等

- 生命保険協会は、被災者の方々の生命保険料の支払猶予期間を最長 6 か月間延長します。また、保険証券などの必要書類がない場合でも保険料の支払いに応じます。
詳しくは、契約先の生命保険会社にお問い合わせください。

住宅ローンの返済

- 住宅ローンの返済について、借入先の同意の下、返済の免除や減額を申し出る仕組み（[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)）があります。
詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。

医療機関の受診、介護保険サービスの利用

- 災害により住宅が全壊、半壊などの被害を受けた方や、生計維持者が失職して収入がない方などについては、医療機関等の窓口で申告することで、医療保険の窓口負担の支払いが減額 若しくは免除又は猶予されます。
減免等を受けるためには、保険者が発行する減免等に係る証明書を医療機関等の窓口で提示する必要があります。
- 免除の要件に合致する者が窓口負担金を支払ってしまった場合は、還付を受けることができます。詳しくは、保険者（国民健康保険は市町村、健康保険は協会けんぽ又は各健康保険組合）にお問い合わせください。
- 被災し、被保険者証等を紛失したり、家に置いたまま避難しているなどにより医療機関に提示できない場合は、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより保険診療で受診することができます。
 - ・ 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課（011-231-4111（内線 25-809））又は医療機関
- 介護保険サービスの利用者についても、同様の利用者負担の減免があります。
 - ・ 北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（011-231-4111（内線 25-669））

[年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合](#)

- 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。また、被災により厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
詳しくは、[年金ダイヤル](#)（0570-05-1165:ナビダイヤル）（03-6700-1165:一般電話）にお問い合わせください。

登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

- 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から登記識別情報に変わっています。この書類を紛失している場合は、売買、相続、抵当権設定時に、他の手段での本人確認が必要となります。
詳しくは、地方法務局・支局にお問い合わせください。

公共料金の減免措置等

- [北海道電力](#)では、災害救助法適用市町村及びこれらに隣接する市町村で被災された方に対し、支払

期間の延長、電気不使用月の電気料の免除及び工事費負担金の免除等が行われます。

詳しくは、最寄の北海道電力の支店・営業所にお問い合わせください。

- **帯広ガス**では、災害救助法が適用される地域において被災された方からの申出により、ガス料金の支払期限の延長等が行われます。

詳しくは、帯広ガス 料金課 (0155-24-4200) にお問い合わせください。

- **NHK**では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、受信料が免除になります(属月と翌月(8~9月)の2か月分)。

詳しくは、NHK ナビダイヤル (0570-077-077 9:00~20:00(土・日・祝も受付)) にお問い合わせください。

国税の特別措置

- 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。災害によって住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

道税の特別措置

- 災害により大きな被害を受けた方は、北海道税の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の措置を受けられる場合があります。

詳しくは、最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所にお問い合わせください。

総合振興局等名	電話番号	所在地	税の種別	管轄区域
札幌道税事務所 自動車税部	011-746-1247 011-746-1249	札幌市北区北22 条西2丁目	自動車税 自動車取得税	全道
札幌道税事務所 税務管理部	011-204-5083	札幌市中央区北 3条西7丁目 道庁別館2階	法人事業税 法人道民税	全道
上川総合振興局	0166-46-5100	旭川市永山6条 19丁目1番1号	個人事業税 不動産取得税 道たばこ税 軽油引取税 鉦区税 狩猟税	旭川市、富良野市、鷹栖町、 東神楽町、当麻町、比布町、 愛別町、上川町、東川町、 美瑛町、上富良野町、中富良 野町、南富良野町、占冠村、 幌加内町
十勝総合振興局	0155-27-8533	帯広市東3条南3 丁目	固定資産税	帯広市、音更町、士幌町、 上士幌町、鹿追町、新得町、 清水町、芽室町、中札内村、 更別村、大樹町、広尾町、 幕別町、池田町、豊頃町、 本別町、足寄町、陸別町、 浦幌町

市町村税の特別措置

- 災害により被災され、納期内の納付が困難な場合には、市町村税の納税を猶予する措置を受けられる場合があります。
現時点で、清水町で相談に応じていますので、[納税課納税係](#) (0156-62-1152) にお問い合わせください。

奨学金の緊急採用、返還期限猶予

- 独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の[緊急採用](#)、奨学金返還者からの[減額返還・返還期限の猶予](#)の願出を受け付けています。
奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター (0570-666-301) にお問い合わせください。

農林漁業災害復興の融資

- 被災された農林漁業者を対象とした「農林漁業施設資金 (災害復旧施設)」、「農林漁業セーフティネット資金 (災害)」などの支援制度があります。
詳しくは、次の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。
 - ・ フリーダイヤル : 0120-926-478
 - ・ 帯広支店 : 0155-27-4011
 - ・ 北見支店 : 0157-61-8212
 - ・ 札幌支店 : 011-251-1261
- [JAバンク \(JA・信農連・農林中央金庫\)](#) では、融資等に関する相談を受け付けています。

中小企業者を対象とした貸付制度・経営相談

- 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資、返済猶予、中小企業組合や商店街等の施設の復旧に対する補助などの支援措置が実施されています。また、資金繰りや経営相談にも応じています。
詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ [北海道経済産業局 中小企業課](#) (011-709-1783)
 - ・ [日本政策金融公庫](#)

地 区	国民生活事業	中小企業事業
上川地区	旭川支店 (0166-23-5241)	旭川支店 (0166-24-4161)
網走地区	北見支店 (0157-24-4115)	
十勝地区	帯広支店 (0155-24-3525)	釧路支店 (0154-43-2541)
釧路、根室地区	釧路支店 (0154-43-3330)	

労働・雇用面の各種相談

- 雇用保険失業給付を受給している方は、失業の認定日を変更することができます。また、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方は、雇用保険失業給付の基本手当を受給できます (一定の要件があります)。
詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ ハローワーク 富良野 : 0167-23-4121
 - ・ ハローワーク 帯広 : 0155-23-8296

災害ボランティア

- 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、次の災害ボランティアセンターにお問い合わせください。
 - ・ [南富良野町](#)：(道内の方のボランティアを募集。事前登録が必要です。)

高速道路(道東道)の代替路措置

- 国道 274 号の災害による通行止めにあたり、国道の通行止区間の迂回路として道東自動車道の占冠 IC～十勝清水 IC 間をご利用いただくため、通行料金を徴収しない措置をとっています。

<通行料金を徴収しない通行>

- ・ 占冠 IC (又はトمام IC) から流入し、トمام IC (又は占冠 IC) から流出するご利用
 - ・ 占冠 IC (又は十勝清水 IC) から流入し、十勝清水 IC (又は占冠 IC) から流出するご利用
 - ・ トمام IC (又は十勝清水 IC) から流入し、十勝清水 IC (又はトمام IC) から流出するご利用
- 詳しくは、NEXCO 東日本お客さまセンター (0570-024-024 又は 03-5338-7524 (PHS・IP 電話の方))

にお問い合わせください。